

令和7年3月5日 開会
令和7年3月 日 閉会

令和7年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	放棄したその他の債権の報告について……………	P 1
報告第2号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 3
議案第1号	令和6年度江差町一般会計補正予算（第15号）について……………	P 5
議案第2号	令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）について…	P 4 1
議案第3号	令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について…	P 4 3
議案第4号	令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について……………	P 5 5
議案第5号	令和6年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）について……………	P 6 7
議案第6号	令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について……………	P 7 1

議案第7号	令和7年度江差町一般会計予算について
議案第8号	令和7年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
議案第9号	令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第10号	令和7年度江差町介護保険特別会計予算について
議案第11号	令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
議案第12号	令和7年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
議案第13号	令和7年度江差町奨学金特別会計予算について

令和7年度各会計予算議案（議案第7号～第13号）別冊

議案第14号	令和7年度江差町水道事業会計予算について
議案第15号	令和7年度江差町公共下水道事業会計予算について

令和7年度江差町各公営企業会計予算議案（議案第14号～第15号）別冊

議案第16号	江差町財政調整基金の処分について……………	P 7 5
議案第17号	江差町犯罪被害者等支援条例の制定について……………	P 7 7
議案第18号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について……………	P 8 1
議案第19号	江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について……………	P 8 3
議案第20号	江差町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	P 8 5
議案第21号	江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条 例について……………	P 9 7
議案第22号	江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について…	P 9 9
議案第23号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例について……………	P 1 0 1
議案第24号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について……………	P 1 0 5
議案第25号	江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例について……………	P 1 0 9
議案第26号	江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護 予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例について……………	P 1 1 1

議案第27号	江差町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について …	P 1 1 3
議案第28号	町道路線の廃止について ……………	P 1 1 5
議案第29号	町道路線の認定について ……………	P 1 1 7
議案第30号	工事請負契約の締結について ……………	P 1 1 9
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について ……………	P 1 2 1
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について ……………	P 1 2 3

報告第 1 号

放棄したその他の債権の報告について

江差町債権管理条例（平成 22 年江差町条例第 1 号）第 12 条第 1 項の規定により、町のその他の債権について、別紙のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

○江差町債権管理条例に基づく債権放棄調書（令和6年度）

債権名	放棄した理由（江差町債権管理条例第12条第1項）								所管課
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	
	生活困窮等	破産免責等	消滅時効 完成	無資力 (特別の事情)	無資力 (強制執行等)	無資力 (徴収停止)	死亡・ 失踪等	死亡 (限定承認)	
水道使用料							1人 91件 1,303,218円	1人 91件 1,303,218円	建設水道課

報告第 2 号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年2月10日

江差町長 照井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) A氏

(乙) 江差町長 照井 誉之介

2 事案の概要

(1) 令和6年12月26日、江差町字橋本町の交差点において甲の運転する車両が一時停止を見落とし、交差点の左側から直進してきた車に衝突、そのまま乙が管理する江差町防災備蓄センター正面の単管柵に衝突し単管を複数本折損させたもの。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

(1) 甲は、乙が被った損害62,832円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲の加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

(2) 上記内容により、乙は甲に対し、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求を行わないことを確認する。

議案第 1 号

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 1 5 号）について

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 1 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 3 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 0 4, 8 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加及び変更する必要があることによる。

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	総務管理事務 (北海道派遣職員負担金)	974					974	
総務費	一般管理費	地域福祉基金積立	3,000				3,000	0	
総務費	一般管理費	減債基金積立 (臨時財政対策債償還基金費)	17,766					17,766	
総務費	企画費	江差町企業版ふるさと納税地方創生 基金積立	4,300				4,300	0	
総務費	企画費	江差町かもめ島交流拠点づくり基金 積立	500				500	0	
総務費	諸費	令和5年度物価高騰対応重点支援地 方創生臨時交付金(低所得世帯価格 高騰支援給付金追加給付分)返還	2,164					2,164	
総務費	諸費	令和5年度出産・子育て応援交付金 返還	324					324	
総務費	諸費	令和5年度(令和4年度繰越)出産・子 育て応援交付金返還	131					131	
総務費	諸費	令和5年度(令和4年度繰越)新型コ ロナウイルスワクチン接種体制確保 事業国庫補助金返還	931					931	
総務費	諸費	令和5年度(令和4年度繰越)新型コ ロナウイルスワクチン接種対策費国 庫負担金返還	4,631					4,631	
民生費	老人福祉費	養護老人ホーム入所措置	3,900					3,900	
民生費	老人福祉費	社会福祉法人が行う利用者負担額軽 減への助成	6,635		4,976			1,659	
民生費	障害者福祉費	障害福祉サービス等給付	13,000	6,500	3,250			3,250	
民生費	児童福祉総務費	上ノ国町子ども発達支援センター各町 負担金	530					530	
民生費	常設保育所費	保育所広域入所	600					600	
衛生費	予防費	健康管理システム改修	1,188	1,188				0	
土木費	道路新設改良費	町道五厘沢山崎線道路改良工事 (令和6年度補正予算分)	55,000	34,182		20,800		18	
土木費	港湾管理費	直轄港湾整備 (令和6年度補正予算分)	33,000			33,000		0	
土木費	都市計画総務費	公共下水道事業会計繰出	10,000					10,000	
教育費	保健体育総務費	江差町・上ノ国町学校給食組合負担 金	2,003					2,003	
増額補正計			160,577	41,870	8,226	53,800	7,800	48,881	

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	まちづくり推進交付金	▲ 424				▲ 500	76	
総務費	企画費	コミュニティプラザえさし(エコー)管理	▲ 2,500					▲ 2,500	
総務費	住民運動対策費	新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新	▲ 52,278			▲ 52,200		▲ 78	
総務費	戸籍住民登録費	戸籍システムリプレイス	▲ 825					▲ 825	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療広域連合負担金	▲ 3,860					▲ 3,860	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療特別会計繰出金	▲ 5,020		▲ 3,330			▲ 1,690	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金	▲ 4,729					▲ 4,729	
民生費	障害者福祉費	障害者医療給付	▲ 10,000	▲ 5,000	▲ 2,500			▲ 2,500	
民生費	児童福祉総務費	「子育て応援券」交付事業	▲ 353				▲ 300	▲ 53	
民生費	児童福祉総務費	児童手当支給	▲ 5,700	▲ 3,702	▲ 1,614			▲ 384	
衛生費	保健衛生総務費	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金	▲ 457					▲ 457	
衛生費	保健衛生総務費	看護師等育成確保対策	▲ 1,800				▲ 1,800	0	
衛生費	予防費	妊娠・出生期の健康支援	▲ 744					▲ 744	
衛生費	予防費	生活習慣病予防対策	▲ 817					▲ 817	
衛生費	予防費	感染症対策の推進	▲ 850	▲ 92				▲ 758	
衛生費	予防費	出産子育て応援ギフト事業	▲ 1,000					▲ 1,000	
衛生費	予防費	新型コロナウイルス予防接種支援事業	▲ 10,313	▲ 7,387				▲ 2,926	
衛生費	環境衛生費	有害鳥獣駆除	▲ 700		128			▲ 828	
衛生費	環境衛生費	有害鳥獣駆除(ヒグマ特別対策)	▲ 1,622					▲ 1,622	
農林水産業費	林業振興費	町民の森管理	▲ 700					▲ 700	
農林水産業費	林業振興費	森林経営管理制度取組推進	▲ 400					▲ 400	

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
商工費	商工業振興費	上町商店街人流創出消費促進事業	▲ 503					▲ 503	
商工費	自然公園管理費	海水浴場運営	▲ 2,355					▲ 2,355	
商工費	自然公園管理費	かもめ島中央階段遊歩道保全対策工事(法面崩落防止)	▲ 2,500		▲ 8,200	4,300		1,400	
土木費	道路新設改良費	町道五厘沢山崎線道路改良工事	▲ 30,000	▲ 24,360		▲ 5,100		▲ 540	
土木費	道路新設改良費	町道新栄町稻荷通り道路改良工事	▲ 3,000			▲ 2,700		▲ 300	
土木費	道路新設改良費	町道陣屋楸川線道路改良工事	▲ 1,000			▲ 900		▲ 100	
土木費	道路維持費	道路補修対策	▲ 6,600					▲ 6,600	
土木費	河川総務費	河川管理	▲ 767					▲ 767	
消防費	消防施設費	檜山広域行政組合負担金(消防車両購入)	▲ 998			▲ 1,000		2	
教育費	学校管理費	江差小学校変圧器PCB廃棄物等搬出及び廃棄処理	▲ 2,216			▲ 2,200		▲ 16	
教育費	教育振興費	要保護児童等就学援助・特別支援教育就学奨励	▲ 1,300					▲ 1,300	
教育費	学校給食費	要保護児童等就学援助・特別支援教育就学奨励(給食費)	▲ 800					▲ 800	
教育費	学校給食費	学校給食費無償化事業(小学校)	▲ 650				▲ 650	0	
教育費	教育振興費	要保護生徒等就学援助・特別支援教育就学奨励	▲ 1,100					▲ 1,100	
教育費	学校給食費	学校給食費無償化事業(中学校)	▲ 350				▲ 350	0	
減額補正計			▲ 159,231	▲ 40,541	▲ 15,516	▲ 59,800	▲ 3,600	▲ 39,774	

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	老人福祉費	福祉バス購入			3,150		▲ 3,150	0	
衛生費	環境衛生費	ゼロカーボン推進業務			2,700			▲ 2,700	
農林水産業費	農業振興費	豊かな産地づくり総合支援事業					0	0	
消防費	災害対策費	災害備蓄品整備			1,200		▲ 2,500	1,300	
消防費	災害対策費	防災備蓄センター土のう格納庫建替え			800			▲ 800	
財源更正計			0	0	7,850	0	▲ 5,650	▲ 2,200	
計			1,346	1,329	560	▲ 6,000	▲ 1,450	6,907	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11地方交付税		2,730,034	27,307	2,757,341
	1地方交付税	2,730,034	27,307	2,757,341
14国庫支出金		722,744	1,329	724,073
	1国庫負担金	368,462	1,106	367,356
	2国庫補助金	343,656	2,435	346,091
15道支出金		329,672	560	330,232
	1道負担金	232,749	4,194	228,555
	2道補助金	85,048	4,754	89,802
17寄附金		256,801	8,800	265,601
	1寄附金	256,801	8,800	265,601
18繰入金		599,893	27,750	572,143
	1基金繰入金	599,893	27,750	572,143
20諸収入		111,901	2,900	109,001
	4交付金	3,205	400	2,805
	6雑収入	37,184	2,500	34,684
21町債		647,500	6,000	641,500
	1町債	647,500	6,000	641,500
歳入合計		6,703,479	1,346	6,704,825

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,584,914	21,306	1,563,608
	1総務管理費	1,526,574	20,481	1,506,093
	3戸籍住民登録費	18,716	825	17,891
3民生費		1,708,003	4,997	1,703,006
	1社会福祉費	1,346,080	74	1,346,006
	2児童福祉費	361,923	4,923	357,000
4衛生費		504,889	17,115	487,774
	1保健衛生費	504,889	17,115	487,774
6農林水産業費		260,443	1,100	259,343
	2林業費	44,079	1,100	42,979
7商工費		355,080	5,358	349,722
	1商工費	355,080	5,358	349,722
8土木費		674,460	56,633	731,093
	2道路橋梁費	397,570	14,400	411,970
	3河川費	43,450	767	42,683
	4港湾費	25,219	33,000	58,219
	5都市計画費	175,025	10,000	185,025
9消防費		382,042	998	381,044
	1消防費	382,042	998	381,044
10教育費		609,396	4,413	604,983
	2小学校費	139,961	4,966	134,995
	3中学校費	70,273	1,450	68,823
	5保健体育費	85,606	2,003	87,609
歳出合計		6,703,479	1,346	6,704,825

第 2 表 継続費補正

(変更)

単位：千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
総務費	総務 管理費	江差新栄 デジタル テレビ中 継局送受 信機更新	52,278	令和		52,278	令和	
				6 年度	52,278		6 年度	0
				7 年度	0		7 年度	0
				8 年度	0		8 年度	52,278

第3表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	開陽丸青少年センター補助金 (開陽丸記念館外装改修基本設計)	11,330
総務費	戸籍住民登録費	戸籍システムリプレイス	5,170
衛生費	保健衛生費	健康管理システム改修業務 (妊婦のための支援給付事業)	1,188
土木費	道路橋梁費	町道五厘沢山崎線道路改良工事 (令和6年度補正予算分)	55,000
土木費	港湾費	直轄港湾整備 (令和6年度補正予算分)	33,000
消防費	消防費	檜山広域行政組合負担金 (消防車両購入)	105,243

第 4 表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事項	期間	限度額
江差町DXアドバイザー業務	令和6年度～令和7年度	3,773
行政情報化・電子自治体推進業務	令和6年度～令和7年度	20,994
自治体情報システム標準化事業	令和6年度～令和7年度	19,038
広報えさし印刷製本	令和6年度～令和7年度	5,683
役場庁舎電気工作物保安全管理	令和6年度～令和7年度	318
役場庁舎エレベーター保守	令和6年度～令和7年度	696
役場庁舎玄関マット借上	令和6年度～令和7年度	129
江差マース事業	令和6年度～令和7年度	19,269
円山テレビ中継局保守委託	令和6年度～令和7年度	273
新栄テレビ中継局保守委託	令和6年度～令和7年度	503
南が丘デジタル無線共聴施設保守委託	令和6年度～令和7年度	165
鯨川デジタルミニサテ設備保守委託	令和6年度～令和7年度	165
町税滞納管理システム管理	令和6年度～令和7年度	3,398
確定申告システム業務	令和6年度～令和7年度	1,083
軽自動車税課税計算業務	令和6年度～令和7年度	439

事項	期間	限度額
固定資産税課税計算業務	令和 6 年度～令和 7 年度	1,855
住民税課税計算業務	令和 6 年度～令和 7 年度	1,815
A S P サービス利用料	令和 6 年度～令和 7 年度	1,056
券面印刷機システム保守	令和 6 年度～令和 7 年度	169
住民基本台帳ネットワークシステム機器一式保守	令和 6 年度～令和 7 年度	1,083
戸籍附表データ等振り分けソフトウェア保守	令和 6 年度～令和 7 年度	66
老人福祉センター浄化槽保守点検委託	令和 6 年度～令和 7 年度	245
町有中型バス運行管理委託	令和 6 年度～令和 7 年度	2,957
福祉バス運行委託	令和 6 年度～令和 7 年度	854
高齢者等外出支援サービス運営委託	令和 6 年度～令和 7 年度	370
緊急通報システムセンター装置保守点検委託	令和 6 年度～令和 7 年度	101
高齢者等交通費助成事業委託	令和 6 年度～令和 7 年度	3,630
在宅型総合福祉施設まるやま浄化槽保守委託	令和 6 年度～令和 7 年度	344
在宅型総合福祉施設まるやま自家用電気工作物保安点検委託	令和 6 年度～令和 7 年度	146
「江差町放課後等デイサービス送迎事業」運転委託業務	令和 6 年度～令和 7 年度	1,782
かもめ保育園自家用電気工作物保安管理業務委託	令和 6 年度～令和 7 年度	228

事項	期間	限度額
資源（空缶・ペットボトル）回収運搬委託	令和6年度～令和7年度	2,396
ぬくもり保養センター運営委託	令和6年度～令和7年度	2,500
害虫駆除及び小動物死骸処理等委託	令和6年度～令和7年度	2,343
水堀排水機場電気設備保守委託	令和6年度～令和7年度	115
観光ポータルサイト運用委託	令和6年度～令和7年度	2,078
道の駅浄化槽保守委託	令和6年度～令和7年度	291
道の駅観光案内等委託	令和6年度～令和7年度	2,328
繁次郎番屋管理業務委託	令和6年度～令和7年度	4,592
繁次郎番屋設備改修（エアコン設置工事）	令和6年度～令和7年度	1,681
町営住宅浄化槽保守	令和6年度～令和7年度	480
円山第4団地エレベーター保守	令和6年度～令和7年度	480
全国瞬時警報システム（Jアラート）保守委託	令和6年度～令和7年度	319
全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動配信システム運用	令和6年度～令和7年度	858
防災情報伝達システム整備委託	令和6年度～令和7年度	465,192
防災情報伝達システム整備監督支援委託	令和6年度～令和7年度	5,500
スクールバス運行委託（小学校）	令和6年度～令和7年度	17,624

事項	期間	限度額
町立小学校電気設備保守	令和 6 年度～令和 7 年度	764
町立小学校浄化槽保守	令和 6 年度～令和 7 年度	1, 716
スクールバス運行委託（中学校）	令和 6 年度～令和 7 年度	18, 372
町立中学校電気設備保守	令和 6 年度～令和 7 年度	228
江差中学校エレベーター保守	令和 6 年度～令和 7 年度	588
運動公園自家用電気工作物保安委託業務	令和 6 年度～令和 7 年度	248
給食センター管理運営等業務	令和 6 年度～令和 1 8 年度	1, 008, 439

第 5 表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道五厘沢山崎線道路改良工事（令和 6 年度補正予算分）	20,800	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
直轄港湾整備（令和 6 年度補正予算分）	33,000	同上	同上	同上

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新	52,200	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	0	同上	同上	同上
変更前 町道五厘沢山崎線道路改良工事	31,400	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	26,300	同上	同上	同上
変更前 町道新栄町稲荷通り道路改良工事	32,600	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	29,900	同上	同上	同上

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	町道陣屋榎川線道路改良工事	41,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		40,600	同上	同上	同上
変更前	檜山広域行政組合負担金 (消防車両購入)	106,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		105,200	同上	同上	同上
変更前	江差小学校変圧器P C B廃棄物等搬出及び廃棄処理	6,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		3,800	同上	同上	同上
変更前	かもめ島中央階段遊歩道保全対策工事 (法面崩落防止)	35,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		39,700	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 1 地 方 交 付 税	2,730,034	27,307	2,757,341
1 4 国 庫 支 出 金	722,744	1,329	724,073
1 5 道 支 出 金	329,672	560	330,232
1 7 寄 附 金	256,801	8,800	265,601
1 8 繰 入 金	599,893	27,750	572,143
2 0 諸 収 入	111,901	2,900	109,001
2 1 町 債	647,500	6,000	641,500
歳 入 合 計	6,703,479	1,346	6,704,825

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,584,914	21,306	1,563,608		52,200	7,300	23,594
3民生費	1,708,003	4,997	1,703,006	1,730		3,450	3,277
4衛生費	504,889	17,115	487,774	3,463		1,800	11,852
6農林水産業費	260,443	1,100	259,343			0	1,100
7商工費	355,080	5,358	349,722	8,200	4,300		1,458
8土木費	674,460	56,633	731,093	9,822	45,100		1,711
9消防費	382,042	998	381,044	2,000	1,000	2,500	502
10教育費	609,396	4,413	604,983		2,200	1,000	1,213
歳出合計	6,703,479	1,346	6,704,825	1,889	6,000	1,450	6,907

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税	2,730,034	27,307	2,757,341
1 地方交付税	2,730,034	27,307	2,757,341
1 地方交付税	2,730,034	27,307	2,757,341
14 国庫支出金	722,744	1,329	724,073
1 国庫負担金	368,462	1,106	367,356
1 民生費国庫負担金	366,646	2,202	364,444
2 衛生費国庫負担金	1,816	1,096	2,912
2 国庫補助金	343,656	2,435	346,091
3 衛生費国庫補助金	11,530	7,387	4,143
5 土木費国庫補助金	112,850	9,822	122,672
15 道支出金	329,672	560	330,232
1 道負担金	232,749	4,194	228,555
1 民生費道費負担金	228,948	4,194	224,754
2 道補助金	85,048	4,754	89,802
1 民生費道費補助金	19,252	8,126	27,378
2 衛生費道費補助金	3,749	128	3,877
4 総務費道費補助金	3,700	2,700	6,400
5 商工費道費補助金	35,400	8,200	27,200
6 消防費道費補助金	0	2,000	2,000

単位：千円

節		説 明
区	分 金 額	
1 地 方 交 付 税	27,307	普通交付税
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	1,500	障害者医療給付 5,000 障害福祉サービス等給付 6,500
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	3,702	児童手当
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	1,096	感染症予防事業費（風しん） 92 出産・子育て応援交付金 1,188
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	7,387	新型コロナウイルス定期接種助成金
1 道 路 橋 梁 費 補 助 金	9,822	社会資本整備総合交付金 五厘沢山崎線道路改良 24,360 五厘沢山崎線道路改良（令和6年度補正予算） 34,182
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	2,580	障害者医療給付 2,500 障害福祉サービス等給付 3,250 後期高齢者保険基盤安定 3,330
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	1,614	児童手当
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	8,126	介護サービス利用者負担軽減事業補助金 4,976 地域づくり総合交付金 福祉バス購入 3,150
3 環 境 衛 生 費 補 助 金	128	令和7年春期管理捕獲事業
1 総 務 管 理 費 補 助 金	2,700	地域づくり総合交付金 再エネ導入アドバイザー業務 （ゼロカーボン推進業務）
1 自 然 公 園 管 理 費 補 助 金	8,200	地域づくり総合交付金 かもめ島中央遊歩道保全対策工事
1 災 害 対 策 費 補 助 金	2,000	地域づくり総合交付金 災害備蓄品整備 1,200

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 寄附金	256,801	8,800	265,601
1 寄附金	256,801	8,800	265,601
1 寄附金	256,801	8,800	265,601
18 繰入金	599,893	27,750	572,143
1 基金繰入金	599,893	27,750	572,143
1 財政調整基金繰入金	320,000	20,000	300,000
4 ふるさと応援基金繰入金	222,665	7,750	214,915
20 諸収入	111,901	2,900	109,001
4 交付金	3,205	400	2,805
4 教育費交付金	926	400	526
6 雑入	37,184	2,500	34,684
1 雑入	37,184	2,500	34,684
21 町債	647,500	6,000	641,500
1 町債	647,500	6,000	641,500
1 総務債	173,700	52,200	121,500
4 土木債	203,600	45,100	248,700
6 教育債	6,000	2,200	3,800
7 消防債	114,700	1,000	113,700
9 商工債	35,400	4,300	39,700

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
		防災備蓄倉庫整備 (防災備蓄センター土のう格納庫建替え) 800
1 寄 附 金	8,800	指定寄附金(北の江の島構想) 500 企業版ふるさと納税 5,300 指定寄附金(身体障がい者支援) 3,000
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	20,000	
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	7,750	福祉バス購入 3,150 豊かな産地づくり総合支援事業 1,000 まちづくり推進交付金 500 「子育て応援券」交付事業 300 看護師等育成確保対策 1,800 学校給食費無償化事業 1,000
1 社 会 教 育 費 交 付 金	400	いきいきふるさと推進事業助成金
2 雑 入	2,500	北海道備荒資金組合支消金
1 総 務 管 理 債	52,200	新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新工事
1 道 路 橋 梁 事 業 債	12,100	町道五厘沢山崎線道路改良工事 5,100 新栄町稲荷通り道路改良工事 2,700 町道陣屋椴川線道路改良工事 900 町道五厘沢山崎線道路改良工事(令和6年度補正 予算分) 20,800
3 港 湾 整 備 事 業 債	33,000	直轄港湾整備(令和6年度補正予算分)
1 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	2,200	江差小学校変圧器PCB廃棄物等搬出及び廃棄処理
1 消 防 債	1,000	消防自動車(大型タンク車)整備
1 商 工 債	4,300	かもめ島中央遊歩道保全対策工事

[illegible]

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,584,914	21,306	1,563,608		52,200	7,300	23,594
1 総務管理費	1,526,574	20,481	1,506,093		52,200	7,300	24,419
1 一般管理費	725,109	21,740	746,849			3,000	18,740
6 企画費	556,354	1,876	558,230			4,300	2,424
8 住民運動対策費	64,089	52,278	11,811		52,200		78
10 諸費	12,299	8,181	20,480				8,181
3 戸籍住民登録費	18,716	825	17,891				825
1 戸籍住民登録費	18,716	825	17,891				825
3 民生費	1,708,003	4,997	1,703,006	1,730		3,450	3,277
1 社会福祉費	1,346,080	74	1,346,006	7,046		3,150	3,970
3 老人福祉費	486,030	3,074	482,956	4,796		3,150	4,720
5 障害者福祉費	582,162	3,000	585,162	2,250			750

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	974	北海道派遣職員負担金
24 積 立 金	20,766	地域福祉基金積立 3,000 減債基金積立 17,766
10 需 用 費	2,000	光熱水費
12 委 託 料	500	コミュニティプラザえさしイベント企画等
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	424	江差町まちづくり推進交付金
24 積 立 金	4,800	江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立 500 江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立 4,300
14 工 事 請 負 費	52,278	新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	8,181	令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯価格高騰支援給付金追加給付分）返還 2,164 令和5年度（令和4年度繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還 4,631 令和5年度（令和4年度繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金返還 931 令和5年度出産・子育て応援交付金返還 324 令和5年度（令和4年度繰越分）出産・子育て応援交付金返還 131
12 委 託 料	825	戸籍システムリプレイス
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,775	後期高齢者医療広域連合負担金 3,860 社会福祉法人が行う介護サービス利用者負担額軽減事業補助 6,635
19 扶 助 費	3,900	養護老人ホーム入所措置費
27 繰 出 金	9,749	介護保険特別会計繰出金 4,729 後期高齢者医療特別会計繰出金 5,020
19 扶 助 費	3,000	計画相談支援 638 日中活動系サービス 3,285

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 児童福祉費	361,923	4,923	357,000	5,316		300	693
	1 児童福祉総務費	194,586	5,523	189,063	5,316		300	93
	3 常設保育所費	166,390	600	166,990				600
	4 衛生費	504,889	17,115	487,774	3,463		1,800	11,852
	1 保健衛生費	504,889	17,115	487,774	3,463		1,800	11,852
	1 保健衛生総務費	396,617	2,257	394,360			1,800	457
	2 予防費	70,111	12,536	57,575	6,291			6,245
	3 環境衛生費	38,161	2,322	35,839	2,828			5,150
	6 農林水産業費	260,443	1,100	259,343				1,100
	1 農業費	166,963	0	166,963				
	2 農業振興費	94,554	0	94,554				
	2 林業費	44,079	1,100	42,979				1,100
	2 林業振興費	43,124	1,100	42,024				1,100
	7 商工費	355,080	5,358	349,722	8,200	4,300		1,458
	1 商工費	355,080	5,358	349,722	8,200	4,300		1,458

単位：千円

節		説	明
区	分 金 額		
		居宅介護サービス 短期入所サービス 居住系サービス 更生医療給付 育成医療給付	11,566 32 2,521 9,800 200
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	177	子育て応援・乳幼児おむつ等費用助成 子ども発達支援センター負担金	353 530
19 扶 助 費	5,700	児童手当	
12 委 託 料	600	保育所広域入所	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	457	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金	
20 貸 付 金	1,800	看護師等養成学校等修学資金貸付	
12 委 託 料	11,188	健康管理システム改修 乳がん子宮がん検診 妊婦健診 新型コロナウイルス予防接種委託 風しん抗体検査 風しん予防接種	1,188 817 744 10,313 282 220
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	348	予防接種助成	
19 扶 助 費	1,000	出産・子育て応援給付金	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,122	重機等借上料	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,200	電気柵購入費補助金 狩猟免許取得・更新等補助	500 700
		財源更正	
12 委 託 料	1,100	森林所有者意向調査 ヒバ林環境整備	400 700

款	項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 商工業振興費	103,261	503	102,758				503
	7 自然公園管理費	90,306	4,855	85,451	8,200	4,300		955
	8 土木費	674,460	56,633	731,093	9,822	45,100		1,711
	2 道路橋梁費	397,570	14,400	411,970	9,822	12,100		7,522
	1 道路新設改良費	183,400	21,000	204,400	9,822	12,100		922
	2 道路維持費	182,210	6,600	175,610				6,600
	3 河川費	43,450	767	42,683				767
	1 河川総務費	43,450	767	42,683				767
	4 港湾費	25,219	33,000	58,219		33,000		
	1 港湾管理費	25,219	33,000	58,219		33,000		
	5 都市計画費	175,025	10,000	185,025				10,000
	1 都市計画総務費	167,896	10,000	177,896				10,000
	9 消防費	382,042	998	381,044	2,000	1,000	2,500	502
	1 消防費	382,042	998	381,044	2,000	1,000	2,500	502
	3 消防施設費	115,735	998	114,737		1,000		2
	4 災害対策費	19,632	0	19,632	2,000		2,500	500
	10 教育費	609,396	4,413	604,983		2,200	1,000	1,213
	2 小学校費	139,961	4,966	134,995		2,200	650	2,116
	1 学校管理費	115,329	2,216	113,113		2,200		16
	2 教育振興費	11,982	1,300	10,682				1,300
	3 学校給食費	12,650	1,450	11,200			650	800

単位：千円

節		金 額	説 明
区	分		
12 委 託 料		503	上町商店街人流創出消費促進事業運営業務
12 委 託 料		798	海水浴場監視
14 工 事 請 負 費		4,057	かもめ島中央遊歩道保全対策工事 2,500 海水浴場清掃整地砂運搬工事 1,557
12 委 託 料		2,000	町道陣屋椴川線用地等測量調査 1,000 町道五厘沢山崎線道路改良工事測量調査 1,000
14 工 事 請 負 費		23,000	町道五厘沢山崎線道路改良工事 29,000 新栄町稲荷通り道路改良工事 3,000 町道五厘沢山崎線道路改良工事（令和6年度補正予算分） 55,000
12 委 託 料		6,600	町道維持補修等簡易設計
12 委 託 料		767	河川草刈
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		33,000	江差港直轄工事負担金（令和6年度補正予算分）
27 繰 出 金		10,000	下水道事業会計繰出
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		998	檜山広域行政組合負担金（消防車両購入）
			財源更正
12 委 託 料		2,216	P C B 廃棄物等搬出及び廃棄処理
19 扶 助 費		1,300	要保護・準要保護児童就学援助 1,000 特別支援教育就学奨励 300
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		650	学校給食費無償化補助
19 扶 助 費		800	要保護・準要保護児童就学援助 320

款		補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
項	特 定 財 源				一般財源			
目	国道支出金					地 方 債	そ の 他	
3	中学校費	70,273	1,450	68,823			350	1,100
2	教育振興費	14,808	1,100	13,708				1,100
3	学校給食費	8,532	350	8,182			350	
5	保健体育費	85,606	2,003	87,609				2,003
1	保健体育総務費	67,415	2,003	69,418				2,003

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
		特別支援教育就学奨励 480
19 扶 助 費	1,100	要保護・準要保護生徒就学援助 特別支援教育就学奨励 1,000 100
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	350	学校給食費無償化補助
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,003	江差町・上ノ国町学校給食組合負担金

(4) 継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳										
					特定財源			一般財源							
					国道支出金	地方債	その他								
総務費	総務管理費	江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新	令和6年度	千円 0	千円	千円	千円	千円 0	千円	千円	千円 0	千円 0	千円	% 0.0	
			7年度	0				0				0	0.0		
			8年度	52,278		52,200		78				52,278	100.0		
			計	52,278	0	52,200	0	78	0	0	0	52,278	100.0		

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
江差町DXアドバイザー業務	3,773			令和6 ～ 7	3,773				3,773
行政情報化・電子自治体推進業務	20,994			令和6 ～ 7	20,994	2,791			18,203
自治体情報システム標準化事業	19,038			令和6 ～ 7	19,038	19,038			
広報えさし印刷製本	5,683			令和6 ～ 7	5,683			64	5,619
役場庁舎電気工作物保安全管理	318			令和6 ～ 7	318				318
役場庁舎エレベーター保守	696			令和6 ～ 7	696				696
役場庁舎玄関マット借上	129			令和6 ～ 7	129				129
江差マース事業	19,269			令和6 ～ 7	19,269			18,797	472
円山テレビ中継局保守委託	273			令和6 ～ 7	273				273
新栄テレビ中継局保守委託	503			令和6 ～ 7	503				503
南が丘デジタル無線共聴施設保守委託	165			令和6 ～ 7	165				165
鯉川デジタルミニサテ設備保守委託	165			令和6 ～ 7	165				165
町税滞納管理システム管理	3,398			令和6 ～ 7	3,398				3,398
確定申告システム業務	1,083			令和6 ～ 7	1,083				1,083
軽自動車税課税計算業務	439			令和6 ～ 7	439				439
固定資産税課税計算業務	1,855			令和6 ～ 7	1,855				1,855
住民税課税計算業務	1,815			令和6 ～ 7	1,815				1,815
A S P サービス利用料	1,056			令和6 ～ 7	1,056				1,056

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
券面印刷機システム保守	169			令和6 ～ 7	169				169
住民基本台帳ネットワークシステム機器一式保守	1,083			令和6 ～ 7	1,083	1,083			
戸籍附表データ等振り分けソフトウェア保守	66			令和6 ～ 7	66	66			
老人福祉センター浄化槽保守点検委託	245			令和6 ～ 7	245				245
町有中型バス運行管理委託	2,957			令和6 ～ 7	2,957				2,957
福祉バス運行委託	854			令和6 ～ 7	854				854
高齢者等外出支援サービス運営委託	370			令和6 ～ 7	370			53	317
緊急通報システムセンター装置保守点検委託	101			令和6 ～ 7	101				101
高齢者等交通費助成事業委託	3,630			令和6 ～ 7	3,630				3,630
在宅型総合福祉施設まるやま浄化槽保守委託	344			令和6 ～ 7	344				344
在宅型総合福祉施設まるやま自家用電気工作物保安点検委託	146			令和6 ～ 7	146				146
「江差町放課後等デイサービス送迎事業」運転委託業務	1,782			令和6 ～ 7	1,782				1,782
かもめ保育園自家用電気工作物保安管理業務委託	228			令和6 ～ 7	228			228	
資源（空缶・ペットボトル）回収運搬委託	2,396			令和6 ～ 7	2,396			324	2,072
ぬくもり保養センター運営委託	2,500			令和6 ～ 7	2,500				2,500
害虫駆除及び小動物死骸処理等委託	2,343			令和6 ～ 7	2,343				2,343
水堀排水機場電気設備保守委託	115			令和6 ～ 7	115				115
観光ポータルサイト運用委託	2,078			令和6 ～ 7	2,078				2,078
道の駅浄化槽保守委託	291			令和6 ～ 7	291				291

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
道の駅観光案内等委託	2,328			令和6 ～ 7	2,328				2,328
繁次郎番屋管理業務委託	4,592			令和6 ～ 7	4,592			1,640	2,952
繁次郎番屋設備改修 （エアコン設置工事）	1,681			令和6 ～ 7	1,681			1,600	81
町営住宅浄化槽保守	480			令和6 ～ 7	480			480	
円山第4団地エレベーター保守	480			令和6 ～ 7	480			480	
全国瞬時警報システム （Ｊアラート）保守委託	319			令和6 ～ 7	319				319
全国瞬時警報システム （Ｊアラート）自動起 動配信システム運用	858			令和6 ～ 7	858				858
防災情報伝達システム 整備委託	465,192			令和6 ～ 7	465,192		463,200		1,992
防災情報伝達システム 整備監督支援委託	5,500			令和6 ～ 7	5,500		5,500		
スクールバス運行委託 （小学校）	17,624			令和6 ～ 7	17,624				17,624
町立小学校電気設備保守	764			令和6 ～ 7	764				764
町立小学校浄化槽保守	1,716			令和6 ～ 7	1,716				1,716
スクールバス運行委託 （中学校）	18,372			令和6 ～ 7	18,372				18,372
町立中学校電気設備保守	228			令和6 ～ 7	228				228
江差中学校エレベーター保守	588			令和6 ～ 7	588				588
運動公園自家用電気工 作物保安委託業務	248			令和6 ～ 7	248				248
給食センター管理運営 等業務	1,008,439			令和6 ～ 18	1,008,439			632,582	375,857

**(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込に関する調査**

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額	
1 普通債	1,697,224	1,632,625	377,300	123,908	1,886,017
(5) 商工債			39,700		39,700
(6) 土木債	423,845	404,792	242,000	21,454	625,338
(8) 消防債	123,262	106,300	11,000	16,440	100,860
4 その他	3,617,164	3,268,950	266,800	361,137	3,174,613
(1) 過疎対策事業債	1,447,151	1,347,502	251,800	127,658	1,471,644
合 計	5,510,448	5,078,319	654,900	502,793	5,230,426

議案第 2 号

令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
確定申告システム業務	令和6年度～令和7年度	3 6 1
国民健康保険税課税計算業務	令和6年度～令和7年度	5 3 5
収納率向上対策事業	令和6年度～令和7年度	1, 1 3 4

議案第 3 号

令和 6 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5, 0 2 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 6, 6 8 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算から減額をする必要が生じたことによる。

令和6年度 後期高齢者医療特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	▲ 5,020				▲ 5,020		
計			▲ 5,020				▲ 5,020		

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4繰入金		53,026	5,020	48,006
	1一般会計繰入金	53,026	5,020	48,006
合 計		151,709	5,020	146,689

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2後期高齢者医療広域連合納 付金		147,727	5,020	142,707
	1後期高齢者医療広域連合納 付金	147,727	5,020	142,707
合 計		151,709	5,020	146,689

歳入歳出補正予算事項別明細書
(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金	53,026	5,020	48,006
歳 入 合 計	151,709	5,020	146,689

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
後期高齢者医療広域連合納付金	147,727	5,020	142,707			5,020	
歳 出 合 計	151,709	5,020	146,689	0	0	5,020	0

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金	53,026	5,020	48,006
1 一般会計繰入金	53,026	5,020	48,006
1 事務費繰入金	8,220	580	7,640
2 保険基盤安定繰入金	44,806	4,440	40,366
歳 入 合 計	151,709	5,020	146,689

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 事 務 費 繰 入 金	580	
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	4,440	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	147,727	5,020	142,707			5,020		
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	147,727	5,020	142,707			5,020		
1 後期高齢者医 療広域連合納 付金	147,727	5,020	142,707			5,020		
歳 出 合 計	151,709	5,020	146,689	0	0	5,020		0

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	5,020	広域連合事務費負担金 580 保険基盤安定分 4,440

議案第 4 号

令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3 0, 4 5 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 0 8, 3 2 0 千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第 2 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3 0, 4 5 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 0 3, 4 9 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に変更する必要が生じたことによる。

令和6年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
保険給付費	居宅介護サービス等給付費	居宅介護サービス等給付費	▲ 31,494	▲ 9,505	▲ 3,611		▲ 12,439	▲ 5,939	
保険給付費	介護予防サービス給付費	介護予防サービス等諸費	2,534	739	317		1,001	477	
保険給付費	高額介護サービス費	高額介護サービス費	1,140	332	142		450	216	
保険給付費	特定入所者介護サービス費	特定入居者介護サービス費	▲ 4,103	▲ 990	▲ 718		▲ 1,621	▲ 774	
基金積立金	基金積立金	介護保険給付準備基金積立	7,380					7,380	
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス費	介護予防・生活支援サービス費	▲ 3,811	▲ 953	▲ 476		▲ 1,505	▲ 877	
地域支援事業費	介護予防ケアマネジメント事業費	介護予防ケアマネジメント事業費	▲ 2,103	▲ 526	▲ 263		▲ 831	▲ 483	
計			▲ 30,457	▲ 10,903	▲ 4,609	0	▲ 14,945	0	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		302,187	10,903	291,284
	1国庫負担金	181,371	6,507	174,864
	2国庫補助金	120,816	4,396	116,420
4支払基金交付金		296,347	10,216	286,131
	1支払基金交付金	296,347	10,216	286,131
5道支出金		173,075	4,609	168,466
	1道負担金	161,976	3,870	158,106
	2道補助金	11,099	739	10,360
7繰入金		208,496	4,729	203,767
	1一般会計繰入金	203,668	4,729	198,939
歳入合計		1,233,949	30,457	1,203,492

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		1,056,455	31,923	1,024,532
	1介護サービス等諸費	956,202	31,494	924,708
	2介護予防サービス等諸費	12,466	2,534	15,000
	4高額介護サービス等費	25,860	1,140	27,000
	6特定入所者介護サービス等費	58,153	4,103	54,050
4基金積立金		11	7,380	7,391
	1基金積立金	11	7,380	7,391
7地域支援事業費		86,244	5,914	80,330
	1介護予防・生活支援サービス費	28,775	5,914	22,861
歳 出 合 計		1,233,949	30,457	1,203,492

(1) 總括 保險事業勘定

単位：千円

- 60 -

(歳出)

単位：千円

[illegible]

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金	302,187	10,903	291,284
1 国庫負担金	181,371	6,507	174,864
1 介護給付費負担金	181,371	6,507	174,864
2 国庫補助金	120,816	4,396	116,420
1 調整交付金	96,559	2,917	93,642
2 地域支援事業交付金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	10,283	1,479	8,804
4 支払基金交付金	296,347	10,216	286,131
1 支払基金交付金	296,347	10,216	286,131
1 介護給付費交付金	285,242	8,619	276,623
2 地域支援事業交付金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	11,105	1,597	9,508
5 道支出金	173,075	4,609	168,466
1 道負担金	161,976	3,870	158,106
1 介護給付費負担金	161,976	3,870	158,106
2 道補助金	11,099	739	10,360
1 地域支援事業交付金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	5,142	739	4,403
7 繰入金	208,496	4,729	203,767
1 一般会計繰入金	203,668	4,729	198,939
1 介護給付費繰入金	132,056	3,990	128,066
2 地域支援事業繰入金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	5,142	739	4,403
歳 入 合 計	1,233,949	30,457	1,203,492

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 現 年 度 分	6,507	
1 現 年 度 分	2,917	
1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	1,479	
1 現 年 度 分	8,619	
1 現 年 度 分	1,597	
1 現 年 度 分	3,870	
1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	739	
1 現 年 度 分	3,990	
1 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	739	

(3) 歳出 (保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	1,056,455	31,923	1,024,532	13,294		12,609	6,020
1 介護サービス等諸費	956,202	31,494	924,708	13,116		12,439	5,939
1 居宅介護サービス等給付費	781,494	31,494	750,000	13,116		12,439	5,939
2 介護予防サービス等諸費	12,466	2,534	15,000	1,056		1,001	477
1 介護予防サービス給付費	11,466	2,534	14,000	1,056		1,001	477
4 高額介護サービス等費	25,860	1,140	27,000	474		450	216
1 高額介護サービス費	25,860	1,140	27,000	474		450	216
6 特定入所者介護サービス等費	58,153	4,103	54,050	1,708		1,621	774
1 特定入所者介護サービス費	58,103	4,103	54,000	1,708		1,621	774
4 基金積立金	11	7,380	7,391				7,380
1 基金積立金	11	7,380	7,391				7,380
1 基金積立金	11	7,380	7,391				7,380
7 地域支援事業費	86,244	5,914	80,330	2,218		2,336	1,360
1 介護予防・生活支援サービス費	28,775	5,914	22,861	2,218		2,336	1,360
1 介護予防・生活支援サービス費	19,000	3,811	15,189	1,429		1,505	877
2 介護予防ケアマネジメント事業費	9,775	2,103	7,672	789		831	483
歳 出 合 計	1,233,949	30,457	1,203,492	15,512	0	14,945	0

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	31,494	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,534	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,140	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	4,103	
24 積 立 金	7,380	基金積立金
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,811	
12 委 託 料	2,103	予防ケアプラン作成

議案第 5 号

令和 6 年度江差町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

（総則）

第 1 条 令和 6 年度江差町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年度から委託する業務について、令和 6 年度中に契約する必要があることによる。

第 1 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理 委託業務	令和 6 年度～ 令和 7 年度	4 4 1

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般 財源
						国 道 支出金	企業債	その他	
自家用電気工作物保安管理委託業務	441			令和6 ～ 令和7	441				441

議案第 6 号

令和 6 年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

（総則）

第 1 条 令和 6 年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年度から委託する業務について、令和 6 年度中に契約する必要があることによる。

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
江差・上ノ国下水道管理センター自家用電気工作物保安管理委託業務	令和6年度 ～ 令和7年度	393
五勝手中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理委託業務	令和6年度 ～ 令和7年度	290
江差・上ノ国下水道管理センター産業廃棄物（下水汚泥）収集運搬・処理委託業務	令和6年度 ～ 令和7年度	10,977

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国道 支出金	地方債	その他	
江差・上ノ国下水道管理センター 自家用電気工作物保安管理 委託業務	393	令和6	0	令和7	393			166	227
五勝手中継ポンプ場 自家用電気工作物保安管理 委託業務	290	令和6	0	令和7	290				290
江差・上ノ国下水道管理センター 産業廃棄物（下水汚泥）収集 運搬・処理委託業務	10,977	令和6	0	令和7	10,977			5,488	5,489

議案第 16 号

江差町財政調整基金の処分について

令和 7 年度江差町一般会計の財源不足を補填するため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第 6 条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 300,000,000 円
- 2 処分する時期 令和 7 年度中

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第 17 号

江差町犯罪被害者等支援条例の制定について

江差町犯罪被害者等支援条例を、次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

犯罪行為による被害者及びその家族又は遺族に対し、受けた被害の早期回復又は軽減を図ることができるよう具体的な支援策を規定し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するもの。

江差町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の基本理念にのっとり、犯罪被害者及びその家族又は遺族で、町内に住所を有する者(以下「犯罪被害者等」という。)の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 二次被害 犯罪行為による直接的な被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (3) 関係機関等 国、北海道、警察その他本町以外の地方公共団体、民間支援団体及びその他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内において組織する団体をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害及び犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分配慮して、講ずるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、途切れることなく必要な支援を講ずるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して行うものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮し、犯

罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 町は、犯罪行為により死亡した者（当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有していた者に限る。）の遺族（当該死亡した者の死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有していた者に限る。）又は犯罪行為により傷害を受けた者（当該傷害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有している者に限る。）に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

（1）遺族見舞金 30万円

（2）傷害見舞金 10万円

（日常生活の支援）

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第10条 町は、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第11条 町は関係機関等と連携し、犯罪被害者等が更なる犯罪行為による被害又は二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報などの適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（町民等及び事業者の理解の増進）

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次被害及び再被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第13条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第14条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

議案第 18 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 江差町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(江差町個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 江差町個人情報保護審査会条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 19 号

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正する
ものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町特別職の職員で非常勤のものについて、再生可能エネルギー検討協議会委員を追加することか
ら、改正するもの。

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1（附則第4項関係）及び別表（第2条関係）予防接種健康被害調査委員の項の次に次のように加える。

再生可能エネルギー検討協議会委員	学識経験者	日 30,000 円
	学識経験者以外	日 2,000 円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 20 号

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年人事院勧告に基づき、扶養手当の支給等について変更する必要性を生じたことから、条例を改正するもの。

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 江差町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第9条の3第1項第1号中「通勤のための交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)」を加え、「交通機関を利用しなければ」を「交通機関等を利用しなければ」に改め、同条第2項第1号中「以下「運賃相当額」」を「次項において「運賃相当額」」に改め、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書きを削り、同項第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円をこえるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第13条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号及び第2号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第16条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第 19 条中「第 16 条の 3 まで」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

給 料 表

(単位:円)

職員の 区 分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
再任用以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900

	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000

71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	415, 900
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 100
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 300
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 500
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	416, 700
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	416, 900
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 100
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 300
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	417, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	417, 700
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	417, 900
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	418, 100
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 400	398, 400	418, 300
87	256, 300	297, 400	346, 400	386, 700	398, 600	418, 500
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 000	398, 800	418, 700
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 300	399, 000	418, 900
90	257, 200	298, 300	347, 400	387, 600	399, 200	419, 100
91	257, 500	298, 600	347, 800	387, 900	399, 400	419, 300
92	257, 800	299, 000	348, 200	388, 200	399, 600	419, 500
93	258, 100	299, 200	348, 400	388, 500	399, 800	419, 700
94		299, 400	348, 800	388, 800	400, 000	419, 900
95		299, 700	349, 200	389, 100	400, 200	420, 100
96		300, 100	349, 500	389, 400	400, 400	420, 300
97		300, 300	349, 800	389, 700	400, 600	420, 500
98		300, 600	350, 200	390, 000	400, 800	
99		301, 000	350, 600	390, 300	401, 000	
100		301, 400	351, 000	390, 600	401, 200	
101		301, 600	351, 500	390, 900	401, 400	
102		301, 900	351, 900	391, 200	401, 600	
103		302, 200	352, 300	391, 500	401, 800	
104		302, 500	352, 700	391, 800	402, 000	
105		302, 700	353, 200	392, 100	402, 200	
106		303, 000	353, 600	392, 400		
107		303, 300	353, 900	392, 700		
108		303, 600	354, 200	393, 000		
109		303, 800	354, 700	393, 300		

	110		304, 200		393, 600		
	111		304, 600		393, 900		
	112		304, 900		394, 200		
	113		305, 100		394, 500		
	114		305, 300		394, 800		
	115		305, 600		395, 100		
	116		306, 000		395, 400		
	117		306, 200		395, 700		
	118		306, 400		396, 000		
	119		306, 700		396, 300		
	120		307, 000		396, 600		
	121		307, 400		396, 900		
	122		307, 600		397, 200		
	123		307, 900		397, 500		
	124		308, 200		397, 800		
	125		308, 500		398, 100		
	126				398, 400		
	127				398, 700		
	128				399, 000		
	129				399, 300		
	130				399, 600		
	131				399, 900		
	132				400, 200		
	133				400, 500		
	134				400, 800		
	135						
	136						
	137						
	138						
	139						
	140						
	141						
	142						
再任用 職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

（江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例）

第2条 江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「服する職員」の次に「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加え、「限り、」を「限る」に改め、「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切り替え)

- 2 令和7年4月1日（以下（切替日）という。）の前日において江差町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 第1条改正後給与条例第9条の4第1項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第3項関係）

号俸の切替表

旧号俸	級及び新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1

3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27

40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64

77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	74
87	83	79	79	75
88	84	80	80	76
89	85	81	81	77
90	86	82	82	78
91	87	83	83	79
92	88	84	84	80
93	89	85	85	81
94	90	86	86	82
95	91	87	87	83
96	92	88	88	84
97	93	89	89	85
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94	94	
103	99	95	95	
104	100	96	96	
105	101	97	97	
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		
113	109	105		

114		106		
115		107		
116		108		
117		109		
118		110		
119		111		
120		112		
121		113		
122		114		
123		115		
124		116		
125		117		
126		118		
127		119		
128		120		
129		121		
130		122		
131		123		
132		124		
133		125		
134		126		
135		127		
136		128		
137		129		
138		130		
139		131		
140		132		
141		133		
142		134		

議案第 21 号

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例を改正するもの。

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「前項中」を「第2項並びに前項中」に改める。

第16条第1項中「その他規則で定める者」の次に「(第19条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則に定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 22 号

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正に伴い、江差町職員の育児休業等に関する条例を改正するもの。

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 江差町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正する
ものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉施設の設置及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「次条第１項」の次に「、第７条の３第２項」を加え、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」を「前項各号の代替保育協力連携者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改め、同項第１号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

- （１）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- （２）町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第６条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

- ２ 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。
 - （１） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - （２） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- ３ 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であつて、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) 第1条中江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第3条の改正規定

(2) 第2条中江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第5条の改正規定

議案第 24 号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）に伴い、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第42条第4項第1号」を「第42条第6項第1号」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改め
る。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において
「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1
号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項
中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなけれ
ばならない。」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力
を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」
に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育
事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A
型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条
第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」
に改め、同項各号を次のように改める。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲
げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在
が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられ
ていること。

（2）町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を
講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) 第1条中江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第3条の改正規定

(2) 第2条中江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第5条の改正規定

議案第 25 号

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の施行に伴い関連する条例の改正をするもの。

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成２７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。第３号において「省令」という。）第１４０条の６６第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第３号中「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。次項第２号において「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「前項」を「第１項」に改め、同項第２号中「前項」を「第１項」に改め、「（省令第１４０条の６６第１号ロ（２）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）」を削り、同項の表中「前項各号」を「第１項各号」に、「前項第１号」を「第１項第１号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の施行に伴い関連する条例の改正をするもの。

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１号中「ロ(２)」を「イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

江差町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について

江差町漁業近代化資金利子補給条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

現行漁業近代化資金融通法との整合を図るため。

江差町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

江差町漁業近代化資金利子補給条例（昭和４５年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。

第２条第１号中「漁業者等」の次に「法第２条第１項第１号から第６号までに掲げる者で、町内に住所を有する者をいう。」を加え、同号ア及びイを削る。

第２条第２号中「融資機関」の次に「法第２条第２項第１号及び第２号に掲げる融資機関をいう。」を加え、同号ア及びイを削る。

第２条第３号中「漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金で次の表に定めるものをいう」を「法第２条第３項及び漁業近代化資金融通法施行令（昭和４４年政令第２０９号）第２条に掲げるものをいう」に改め、同号の表を削る。

第３条中「第２条に規定する漁業近代化資金に対し、年５厘とする」を「漁業近代化資金貸付利率から北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和４４年北海道規則第９３号）第２条第２項に定める北海道の利子補給率を控除した利率とし、年５厘を上限とする」に改める。

第４条の見出し中「貸付け利率」を「貸付利率」に改め、「第２条第３項に定める利率から前条に規定する利子補給率を控除した利率とするものとする」を「法第２条第３項第４号の規定により農林水産大臣が定める利率から前条に規定する利子補給率を控除した利率とする」に改める。

第６条の見出し中「補給」の次に「金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、江差町町道路線を下記のとおり廃止する。

記

路線番号	路線名	区間	延長
153	津花 3 号通り	津花町 48 番地 11 地先から 津花町 48 番地 24 地先まで	196.7m

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第 29 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、江差町町道路線を下記のとおり認定する。

記

路線番号	路 線 名	区 間	延長
153	津花 3 号通り	津花町 48 番地 11 地先から 津花町 48 番地 31 地先まで	82.3m
315	津花 6 号通り	津花町 48 番地 32 地先から 津花町 48 番地 31 地先まで	161.1m

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第 30 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年江差町条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度 陣屋・円山地区町有地法面崩落防止工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字円山 260 番地 2 ほか |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 82,500,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字桧岱 215 番地
亀田工業株式会社
代表取締役 川 合 智 |

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付す契約が、予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字本町 2 7 1 番地
- 2 氏 名 松 村 直 人
(昭和 4 5 年 3 月 1 9 日生 5 4 歳)

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字本町170番地3
- 2 氏 名 山 田 清 美
 (昭和34年10月26日生 65歳)

令和7年3月5日提出

江差町長 照井 誉之介